

オーストラリアにおける新保護主義

近藤 正 臣

はじめに

オーストラリアが今日の繁栄を遂げたのは、その建国（オーストラリア連邦になったのは、1901年）初期からおよそ60年間にわたって、産業政策として行われる通常の保護主義（「旧保護主義」と呼ばれる）がとられたことがそのひとつの理由であった。しかしこのほかに、その高賃金・高福祉を保証した「新保護主義」という独自の思想・政策があった。

新保護主義とは、ディーキンの伝記の決定版を書いたノーズ（la Nauze）の定義によれば、狭義にはそれは、「関税によって保護を受けている雇用者に、その従業員に＜公平かつ理にかなった・ほどほどの（fair and reasonable）賃金＞の支払い、その他の労働状条件を強制しようとするもの」[la Nauze, p.410]であった。つまり、端的に言えば、保護関税で国内産業を守るから、その代わり、そこで働く労働者に一定以上の賃金を払いなさいという政策であった。そしてこのような考えは、「1906年12月の選挙までには、広く、オーストラリア社会の理想とされていて、どの政治集団もけっして軽視できないものになっていた」[la Nauze, p.410]と言われるほど、オーストラリア社会に根付いた思想であった。

これは関税などによる産業保護政策と賃金政策をはじめとした社会保障政策とを合体させたものであった。もちろん、国内産業の成長による経済の発展で国民の生活水準がじょじょに向上をみるのは当然である（その便益がtrickle downするのに多くの時間がかかることはあっても）。開発独裁と言われる国の場合でさえ、長期的にはこのような経済発展の目的を否定していない。しかし、このように産業政策と賃金政策を明示的・意図的に合体させたという例を、寡聞にして知らない。最近の研究では、これをトニー・ブレアおよびアンソニー・ギデンズの第3の道を取ったものだとの見解もある（後述）。ささやかな言い方をすれば、弱者にセイフティ・ネットを提供する思想であった。

「公平かつ理にかなった・ほどほどの（fair and reasonable）賃金」にいう‘fair’とは

「雇用者にことさら甘くない」ほどの意味と見てよいであろう。‘reasonable’ という表現には、大きく言ってふたつの意味がある。ひとつは、「道理をわきまえた」、「分別のある」、「理性的な」という意味で、要するに無茶は言わない、理屈に合わないことは言わないというところであろう。もうひとつは「穏当な」、「無理のない」、「ほどほどの、そこそこの、手ごろな、まあまあの、ほどよい」などの意味で、これは程度が過度でないということを用いるのであろう。英語を母語とする者にとってはその意味分野が大きくこのふたつを含んでいたのである。そして、このふたつの意味を意識的に分けて使っているわけではないので、この両者をいったいとして含んでいたと見るべきであろう。以下、この表現だけ英語でそのまま表記する。

この概念は容易に拡張されて、関税以外の保護・援助にともなって、賃金以外の条件を義務付けることにも応用された。保護の形態にはこの他に、企業への補助金として報奨金・奨励金 (bounties on production) の支払いがあり、逆に、沿岸通商にはオーストラリア船籍の船舶の使用を義務付けたりした [la Nauze, p.410]。もしそのような待遇を行わなければ、関税などによる保護を取り消そうということになっていった。

また、「オーストラリア連邦の最初の10年間でのもっとも顕著な政策は新保護主義であった」するD. パイクは、「狭義にはこれは（保護関税に加えて）国内産業保護のために生産現場に報奨金・奨励金を支払うことを指したが、より広い意味では、白豪主義から老齢年金までを含んだ一連の法律を含むものとすることもできる。それぞれが、少なくとも最低の経済的安全をオーストラリア人一人一人に保証するものであった。この意味では、新保護主義関連の法律は国民的信条の一部となる（べく運命付けられていた）として、混血でない人種に生まれてくること、必ず教育を受けられること、fair and reasonableな生活、老年になって保護された生活を保証されること」がある [Pike, p.158] とした。この見方に立てば、1940年代～60年代に追加された種々のソーシャル・サービス（児童手当、寡婦年金、高齢者の葬式代金補助、失業保険・疾病保険、制限つき健康保険など）はこの方式のさらなる延長ととらえられる [Pike, pp.211-212]。

この時期、国家建設で主役をつとめていたアルフレッド・ディーキン (Alfred Deakin, 1856-1919) は、この政策を「階級闘争を避ける」ためのものだと認識していた。ここに新保護主義の性格が明確に示されている。階級間の対立が資本主義体制で不可避ならば、

あえてこの方式を体制の中に組み込んで階級対立を予防しようとしたのである。もっとも具体的には、労働争議の解決の方法にこれが現れた。「(この方式で)労働争議がなくなったわけではないが、多くの労働組合は紛争解決のためストを打つ代わりに、連合体を組織して、ヒギンズ(が裁判長をつとめる調停裁判所)に持ち込んだ」[Pike, p.160]。

クローリーはこの政策を「条件付保護政策」と呼び、労働党が労使関係の法的規制を望んでいたのに対して、リベラル派が対案を出したとも言えるとする([Crowley, pp.283-284])。もちろんこれとて、自由貿易主義者や保守派には過激なものに映った。新保護主義の他の解釈については、[近藤、2006、24-25ページ]を参照されたい。

オーストラリアでユニークな経済政策が採られているいまひとつの例として、1980年代以降の経済改革の一環として実施された全国競争促進政策(the National Competition Policy, NCP)[ストコール、2007、134-138ページ]を挙げることができよう。これは、州政府が改革を推進してそれが実効性をもつと判断される場合、連邦政府が一種の報奨金・奨励金を州に支払うという制度である。「その改革によって所得上昇が起きた場合、この上昇分は相対的に連邦政府に大きな税収をもたらすから」[ストコール、2007、135ページ]というのがその理由であるという。

小論では、新保護主義の概念の誕生・成長について簡単に述べ、とくに実施にいたる現実の政治過程について多少くわしく記しておきたい。それは、「…、ディーキン首相は1906年に、関税や補助金などの保護の恩恵に預かる企業に、従業員に対し『公正で相応の』賃金を支払うことを求める『新保護主義』を導入し、以後国内製造業保護は国策として定着していった」[竹田・森、143ページ]と要約できるほど簡単ではなかった(旧保護主義と新保護集との区別が不分明なことは別にしても)。正確に言えば、法制化されることはなかったが、それがかえってその政治過程に興味あるものとし、しかし連邦調停仲裁裁判所の判決を通してその理想は追求され、こうした複雑な過程自体がこの概念をオーストラリア社会経済に根付かせることにおそらく貢献し、その後も1960年代半ばまでその力を発揮した。この時期の国家建設に中心的な役割を果たした政治家ディーキン、および調停仲裁裁判所・高等法院両者の判事をつとめたヒギンズに焦点があたることになり、オーストラリア連邦初期の歴史の一幕が明らかになる。

これまでのオーストラリアの初期の経済・政治過程に関する論文と同様、小論について

も、多くの原資料の提供などで、畏友Roos Stockall氏に多大の援助をうけた。記して感謝したい。

I 新保護主義の起源

アルフレッド・ディーキンはヴィクトリア植民地で社会労働政策、大規模灌漑施設などで大きな成果をあげ、連邦結成に、続いて連邦初期にこの国の制度的な基盤を作るうえで、おそらくもっとも貢献の大きかった文人政治家である〔近藤、2007〕。彼は、連邦結成後、常に、新保護主義は別に新しいものではないと言っていた。連邦化以前に、すでにヴィクトリア植民地のリベラル派が唱えていたし、実施もされていたというのである。

これは確かにそのとおりで、すでに1895年にヴィクトリア植民地議会下院でこの理論を明解に述べていた。「わたくしの知っている限り、独占・長時間労働・低賃金について解決策を提案していたのは、ヴィクトリア保護主義者協会 (the Protectionist Association of Victoria) のみですが、この協会では、以下のような決議を採択しています——財政問題 (当時は、関税収入が植民地政府の歳入の一部として重視されていて、「関税問題」について触れるとき「財政問題」とすることが多かった——近藤) についての法律で便益を享受し、議会の立法措置によって特別に有利な立場にたっている産業は、…ヴィクトリア植民地議会下院が適切と判断するような短い労働時間、一定の賃金、(低い) 独占度などの条件を自らに課して当然である、と」(V.P.D., vol. LXXXVII, p. 617, 27 June 1895, [la Nauze, pp.410–111] に引用)。¹⁾ヴィクトリア植民地ではオーストラリア連邦成立に先立って、保護主義がとられていた。

この決議自体は単なる一政治団体による見解表明であったが、翌年、ディーキン (ヴィクトリア植民地下院ではおそらくもっとも有力な議員であった) などのリベラル派は、それを体現した工場法 (the Factories and Shops Act) を植民地議会で通過させた。これで、賃金委員会 (Wages Board) がいくつかの被保護産業にできた。ここでは、使用者代表と労働者代表が同数を出し、それに中立委員が議長を勤めて、特定産業全体に適用される賃金体系などの労働条件が決められた。

これに先立つ新保護主義という概念・用語の起源についても触れておこう。一般的に広くこの用語が使われるきっかけになったのは、1899年に『ジ・エイジ』紙がそのコラムで

使ったのが初めてで、やがて、ヴィクトリア植民地労働党内でふつうに使われるようになったとされている。同紙で最初にこの用語が使われたのは1899年11月8日のことであった〔la Nauze, p.411〕。当時、同紙の社主・編集主幹デイヴィッド・サイム (David Syme, 1827-1908; [近藤、2006] を参照) は、これ以前から一貫して果敢に保護主義を唱えていて、労働党内 (特にヴィクトリア植民地以外の労働党) で「財政無神論」(自由貿易論のこと) が台頭してきているのに対抗するため、この種の用語を探していたところであった。

それ以前にこの用語を用いたのは、帽子製造業を営んでいたサミュエル・モージャー (Samuel Mauger) という人物だったとされている。彼は賃金委員会での賃金決定に賛成で、いわゆるsweat (低賃金で長時間にわたって酷使されること) に反対であった (今で言えば、開明的な経営者ということになる)。後、政界に転じ、1905~1908年のディーキン内閣に入閣しているが、1910年の総選挙で議席を失った)。モージャーは自分のオフィスではじめて「新保護主義」の用語を使い始め、それを『ジ・エイジ』紙が取り上げたと言う。彼はこの考えを1899年、1900年の製造業者の協会に提案している。ここでは、オーストラリア連邦が成立した暁に保護関税を確かなものにする手段はないかと議論を重ねていた。この会議では当然、保護関税に賛同者が多く、積極的にこれを推進すべきだとの意見が多かった。そして連邦化後に保護関税を連邦議会で通すには、まずもって労働階級の賛成を確保することが必要だったから、関税と賃金などを連動させることによってこれを可能にしようとしたのだ〔la Nauze, p.411〕とも言われる。当時の労働党は労働者の権利・生活をまもるために社会立法に関心が集中していて、関税問題については自由貿易論者がかなりいたし、こうした状況はオーストラリア連邦成立後も続いた。

この後、1901年にオーストラリア連邦が成立して、新憲法が発効し、新しい国家の基盤がじょじょに整備されることになる。初代首相はバートン (Sir Edmund Barton, 1829-1912) だが、このとき以来、常にディーキンが政権の中核にいて、これを担った。⁽²⁾

連邦初期の10年間ほどは保護主義派と自由貿易派、それに労働党とが三つ巴の争いを続けて、政権はきわめて不安定であった。保守派で保護主義を標榜して、選挙区の西オーストラリアで公然と反労働党を打ち出して厳しい選挙戦を戦ったフォレスト (John Forrest, 1847-1918) が1906年末の選挙後にディーキンに書いていた通りであった——「…しかしこの間に、とにかく (保護) 関税などは通して、後は神の摂理に任せるしかない。こ

れまでわれわれは奇跡でやってきて、どうしてやったらいいかわからないままに奇跡を起こしてきた。おそらくこれからも、まだ奇跡で続けるしかないだろう」(1907年3月9日付け書簡、[Ia Nauze, p.421]に引用)。以下、この一連の奇跡の中身を見ることになる。

II 政策の実現を目指して(1)——ハーヴェスター法成立まで

連邦化後のオーストラリアで新保護主義を真剣に実現しようとしていた者には、ふたつの障害があった。

- ① 憲法の規定上、関税は連邦政府の管轄であったが、賃金・労働条件を直接的に司る法律についての立法権が州議会にあった。
- ② 労働党は「旧保護主義」(国内産業の保護のみを目的としたもの)についてさえ分裂状態にあったので、新保護主義に公式に党全体として賛成を表明するどころではなかった。たとえば、第二次ディーキン内閣のできた1905年7月ころ開かれた州際労働会議(ここで初めて労働党は「体系的な綱領の起草に着手した」[マッキンレイ、42ページ])では、ヴィクトリア出身の代議員は「労働党推薦の連邦議会候補者は新保護主義に賛成の旨を公約すべき」だとの動議を提出したのに対して、党首ワトソン(後述)は、自身は保護主義者であったのだが、この動議を推せば混乱に陥るとして、意味のない妥協を求めたくらいである。正式に労働党の綱領に新保護主義が書かれるのは1908年7月の党大会においてであった。その後もさらに10年ほどは自由貿易主義者が党内にいた。

ディーキン自身、連邦初期においては新保護主義について明示的には提起しなかった。まず保護関税を確保しないことには、新保護主義を持ち出すのは無意味だと考えたからである。この段階では、自党内で、製造業者に特権を付与するだけでは十分でないことを相互に確認するだけで、満足した。1903年の政策演説では、「われわれは、国民のために保護を追及する。製造業者は言うにおよばず、その従業員のためにもなる保護を」としていた。しかし具体的には、買占め同盟とトラストを自粛する措置を講じるとしたのみであった。これは消費者保護で、賃金などの労働条件そのものを直接的に改善することにはつながらない。

第2次ディーキン内閣（1905-1908）は新保護主義を実現しようとした。このことについて、様々な見方がある。まず、これは「すべて、一貫した政策の一部として行なわれた」との見方がある（たとえば、Sawyer, G., 1956, *Australian Federal Politics and Law, 1901-29* (Melbourne), p.48より、[la Nauze, p.412] に引用)。新保護主義はディーキンが、労働者に利益を与えることによって労働党全体を保護主義賛成に転換させようとした戦略的なものであったとする向きもあった [la Nauze, p.410]。当時、労働党内には自由貿易主義者もいて、連邦議会における投票にあたっては、個々の労働党議員の判断にまかされていたからである。

それに対して、ノーズは「このように見るのは困難である」 [la Nauze, p.412] としてこの見解を否定する。当時の関係者は必ずしもそうは見えていなかった、新保護主義を実現しようとの意志・願望は一貫していたとしても、「これを法制化しようとする第1段階は、後からの思いつき (by an unofficial afterthought) によって押された」ものであり、そのもっとも重要な段階は、不測の出来事への対応であった [la Nauze, pp. 410, 412] とするのである。^③しかし、その間にこの思想は広く普及していった。

しかしヴィクトリア植民地時代にすでにディーキン等はこれを実質的に実現していたのも事実である。ただ、実際に連邦政治のなかで新保護主義実施にいたる現実の過程を見ると、まさにこの後者の見解が当を得ているように映る。ディーキンはその思想を連邦化前から承知しており、そのために闘ってきてもいるが、それにもかかわらず、それをオーストラリア連邦という体制のなかで実現するには、上に述べたような現実があり、その中では、実現する道は決して一本道ではなかったというべきであろう。むしろ、泥沼の様相を呈していた中で、時の政治情勢に押されて流される中でやっと実現したという側面が濃厚に出ていた。にもかかわらず、その間、一貫して同じ目的を追求していたと論じることは大いに可能であろう。

ディーキンは1905年に、オーストラリア連邦成立後、第2代首相として組閣をする。この内閣は「連邦初期の内閣では、最長期政権でもっとも成功した内閣」 [Crowley, p.283] とされ、この時に新保護主義を実現しようとして試みる。そして、この思想が広く普及していくなか、このために特別白書 (Memorandum on the New Protection) を議会に提出する (1907年10月)。ここでは、「旧保護主義は高賃金を可能にしたが、新保護主義はこれを現

実のものにする」と説明された。そして、憲法の理念はオーストラリア「全国一律」に平等を達成することであるが、現実には各州ごとに労使関係も規定され、製造業の状態は多様だ、これを正すには連邦議会が行動するほかないと述べていた。ただ、この方法が憲法の条文に合うものかどうかは問題なのはディーキンも意識していた。そして、これと時を同じくして、いわゆるハーヴェスター判決が連邦調停仲裁裁判所から出ていた（1907年11月8日）し、敗訴したマケイがその判決を不服として高等法院にハーヴェスター法の憲法判断を求めていたという事情が発生していたのは、以下に示す通りである。

当時の有力政党であった労働党の立場は複雑をきわめていた。まず、全体としては保護主義か自由主義かについて党の立場を決めかねていた。その中で、当時の党首ワトソン⁽⁴⁾自身は保護主義者であったので、1905年半ばにリード（Sir George Reid, 1845-1918；NSW出身の自由貿易論者だったが、時の政治情勢のなかで、1904年8月より約1年間、ディーキンと連立政権をつくる）が政権を投げ出したとき、保護主義を守るためにディーキンは政権をとるべきだと進言していた（ディーキンはワトソンのことは信頼していた）。しかしこの時ワトソンは、その議会で保護主義問題に決着がつくとは思っていなかったくらいであり、翌1906年12月の総選挙のあとも、労働党はディーキンのリベラル党支持にまわることにしていた時も、新保護主義の支持などの条件は課していなかった。だから当時はワトソンもディーキンも、賃金が保護主義と別ちがたく関連するようになると思っていたとは考えられない、「財政問題」一般を解決するためにこの件についての決着がそれほど火急なこととなるとも思っていなかったとされる。

新保護主義法制化の試みは、まず、次のような、関税とは関係ない事情から展開していた。1904年にたった4ヶ月のことであったが、ワトソンを首班とする労働党政権ができた。その折、同党の上院議員ピアス（George Pearce——彼自身は自由貿易主義者であった）が登録商標法の中に「trade union label」に関する条項を挿入することを提案した。これは、アメリカや西オーストラリア植民地に前例があり、このラベルのある商品は「(労働者にとって) 公平な条件のもとで生産された」ことを保証するという意味があった。

この法案はこの時は廃案になったものの、第二次ディーキン内閣の成立した1905年に再提出された。この条項を削除しようとするれば労働党との提携関係が崩れると見ざるをえな

かったからである。野党はあの手この手で議事妨害をしたため、ディーキンはやむをえず、議事細則における討論終結条項を発動して、やっとこれを通した。法務大臣アイザックスの発案によってこのラベルは「Commonwealth Trade Mark」とされることになり、それが「オーストラリア製で、連邦議会がfair and reasonableと認める労働条件下で製造された」ことを証明するものとされた。しかしこの法律は最終的に、高等法院によって違憲とされた〔Crowley, p.284〕。

この議会ではさらにふたつの法案が可決された。鉄鋼生産と砂糖生産について、それぞれ生産奨励金として補助金を認めたものである。そしてこの両法が労働者に「公平なる賃金 (fair wages)」を支払うことを規定したのである。両法にこの条項を挿入することを提案した2議員はともに新保護主義について言及することはなかったが、その後、これらの表現が前例となったとされる。

さらに次のような事情が発生した。1905年、アメリカの農機具会社International Harvester社がオーストラリアに攻勢をかけ、アメリカ・カナダ製の農機具をオーストラリアでダンピングをして、国内の農器具産業を追いつめようとしていると広く信じられていた。国内の農機具メーカーも、マケイ⁽⁵⁾の国内技術の使用でそれなりの成果をあげており、産業全体では3,000人の従業員をかかえていた。この問題が、閣議でも労働党幹部会でも、あるいはその他の集会でも大きな話題になっていった。そして考えられる唯一の解決法は、輸入製品に高関税をかけることだとの意見に集約されていった。ところが、この方法で産業を救済するのでは、喜ぶのは製造業者だけであった——たとえこれが国民的な意義をもつ産業であったとしても——し、国内価格の上昇で農業は高いコストを強いられるだけだということが問題としてのこった。

さらに1906年8月、関税委員会が「農機具産業に関する報告 (Report on the Agricultural Implements Industry)」を出した。報告書自体は、脅威の程度について複数意見を提示していたが、ディーキン政府は高関税を勧告する委員の意見に従うこととした。

この数ヶ月まえ、ディーキンは「わが党は新保護主義を主張する」と言明していた。「われわれは、港湾での (国内海運業の) 保護を求めるだけではない。リベラル派として、われわれは新保護主義に賛成する。……この主義のモットーは、階級と階級の間に正義を!

というものである」と（『ジ・エイジ』紙、1906年4月28日付け、キャンパーダウン Camperdownでのディーキンの演説を報じたもの。[la Nauze, p.413] に引用）。これは、ディーキンがはじめて公の場で新保護主義の用語を使ったものではないかとされる [la Nauze, p.413]。しかしこの時には、選挙の争点として争われたこともないままであったし、以下のような事態の展開は予測されていなかったともされる。しかもディーキンは同時に、全国一律の賃金法を立法化する権限は連邦議会にはないことも認めていた。それにしても、「関税はわれわれが決める。それならなぜ賃金も決められないのか」という考え・認識は広く存在していて、ディーキンだけでなく労働党にも広くあったという。

ここで、労働党内、とくに党内の自由貿易主義者は大きな問題をかかえこむことになった。彼らにしてみれば、自由貿易主義を通せば国内の農機具産業が危機に瀕し、数千人の生活が脅かされるというジレンマをかかえたからである。ここで、「それでは、条件付で関税を支持しよう。関税の便益は農民・労働者にも分け前があるようにすること、農機具のみに限られること、そして、党全体としては保護主義に転換したのではないことにしよう。これら条件が満たされた場合のみ、この高関税を支持しよう」となった。『ジ・エイジ』紙（1905年11月2日付け）によれば、これらの条件はすでに1905年11月の労働党幹部会でその輪郭が提示されていたという [la Nauze, p.658, endnote 16]。⁽⁶⁾

ここで関税委員会の議長が解決案を出す。関税保護の条件としてその産業の製造業者は fair and reasonableな賃金を支払わなければならないとし、もしこれが支払っていないことが分かれば、上下両院の決定として、関税をなくする、というのである。しかしこの方式でも問題があった。支払っている企業とそうでない企業が現れた場合にはどうしたらよいかわからなくなるからである。

結局、政府としては以下のような複雑な方法を取らざるをえなくなった（これは労働党の、それほど法律に詳しくない2議員の提案であった）——まず、オーストラリア製の農機具に関税と同等の物品税をかける。当該の賃金委員会ないし連邦調停仲裁裁判所が特定企業についてそれぞれ所定の賃金を支払っていると認めれば、これら企業にはこの物品税を免除する——と。これが最終的な解決策となった。そして、この段階ではまだ農機具製造という一産業についてのみであったにしろ、この方式で新保護主義が政策として実現を見ることになり、1906年10月12日にこの政策を具現した法律が連邦議会を通過した（この

間の事情に着いては、[la Nauze, pp. 413-414]。これが農機具物品税法 (Excise Tariff Act ; 「ハーヴェスター法」と呼ばれることもある) である。

この政策はオーストラリアの経済全体に大きな意味をもつことになっていった。ディーキン政府の時の関税担当大臣ライン⁽⁷⁾は、次の議会で関税全体を修正しようとする案件が持ち上がったならこの方法が全ての被保護産業に適用されるよう全力をつくすと公約し、実際に、いくつかの産業について同様の法律ができた。さらに労働党議員は、自由貿易主義者を含めて、この成果を「労働党が導入して、新保護主義が実現した」と喧伝した。自由貿易主義を唱えていた労働党議員の中には、もし保護主義で労働者の状況が改善されるのなら自分たちの財政観 (= 関税観) を考え直すと表明した者も出てきた。そして1908年には労働党の全国大会が新保護主義をその政策に正式に組み込むことを決議した [Crowley, p.285]。

しかし、この方式でも憲法問題は残っていることが意識されていた。ディーキンもラインもこの点の質問には、「問題はないとの助言を受けている」としか答えられなかった。助言をしたのは司法長官アイザックスであって、この議会最終日に彼は高等法院判事になるべく指名を受けた。

調停仲裁裁判所初代長官のオコンナーに、fair and reasonableな賃金を支払っているとの宣言を要請した企業がいくつか現れ、同裁判所はこれを行っているが、同時に、組合がそのような賃金の内容を提起すべきであるとし、これを決めるためのなんらかの共通の基盤が必要だろうとした。そして1907年7月には南オーストラリア州のかなりの工場では、この点について合意がなされた。[Healey, p.25] そして、もっとも重要な宣言要請がH.V. マケイの行ったものであった。

Ⅲ 政策の実現を目指して(2)——ハーヴェスター判決から違憲判決へ

ここでアイザックス⁽⁸⁾が高等法院の裁判官に指名されるにいたる事情を一瞥しておこう。高等法院は、「すべての州の総合上訴裁判権、憲法解釈に抵触する事件・律法に対する最優先権を有する」機関としてディーキンが連邦当初より必要を訴えてできたものである。実は、高等法院を2名増員すべきだとの法案が、この会期のはじめのころにアイザックスによって提案されていた。ディーキンが高等法院を構想したときには、判事5名を想

定したのだが、議会がこれを3名にしてしまっていた。議会では高等法院の役割を重視していなくて、無用の長物に5名も給料を払うことはないとの雰囲気が濃厚だったのである。だから、5名への増員を、ディーキンはその政権の重要な課題だと見ていた。ここでも新保護主義は直接には問題となっていない。そして、高等法院で判事の数がないので、案件がたまっていて、解決に長期間かかり、これでは正義が行なわれたとはいえないほどになっていたため、2名増員の法案は、上下両院を異例のスピードで通過した。そして新判事の指名は首相の専権事項とされた（ただし、資格の疑わしい者が指名された場合には法務大臣が任命を拒否できた）。

候補者としては、まずアイザックス自身が上げられていた。また、ディーキン自身もがその候補者としてしばしば名前があがっていた。そして、全閣僚8名が連名でディーキンを推す書簡を首相のディーキンに提出したことがある（8月23日）。ディーキンは、『ジ・エイジ』紙に投稿していたし、依頼原稿としてインドへの紀行文を書いて名をあげたほどのジャーナリストであったが、同時に、メルボルンでは弁護士資格をもち、実際に事務所を構えていた時代がある。さらに、連邦初期の国家建設にかかわる法律は、そのほとんどを彼が起草したと言われるくらい、連邦国家の建設にかかわっていたから、違憲審査をする高等法院に座る判事としては、当然、有資格者であった。また、高等法院はディーキンがその創設にもって情熱をもやした機関でもあった（〔近藤、2007、15ページ〕を参照）。さらにこの連名書簡では、この判事が国民から深く尊敬される人物でなくてはならず、まさにディーキンはぴったりであると指摘していた。つまり、「公的な理由」を強調していた。ただし、これら閣僚の中には永年のディーキンの親友・盟友が入っていて、健康もすぐれなかったディーキンのためを思って、あるいは不安定な政界に鑑みて、彼とその家族の生活を考えて、引退後の適職と考える向きもあったようである。⁽⁹⁾

この他、タスマニア州の最高裁判事クラーク（Ingris Clark）や、西オーストラリア州の政治家サイモン（Symon）、南オーストラリア州の裁判長ウェイ（Sir Samuel Way）などが候補にあがったが、最終的に、アイザックスとヒギンズ（Higgins）に決まった。調停仲裁裁判所を規定した法律では、その長官は高等法院判事でなくてはならなかったこともあって、アイザックスをまず判事に推し（1930年以降、長官）、さらにヒギンズを判事として、ヒギンズは同時に、調停仲裁裁判所長官にもなった。ヒギンズはこれ以降、新保護主

義の実施にあたって重要な役割を果たすことになる。両者とも、永年にわたってディーキンと連邦建設に携わってきた盟友であった。⁽¹⁰⁾ただし、この両者とも議員であったのが、議席を失うことになるので、政治的には多少の犠牲をディーキンは払うことになった。

調停仲裁裁判所長官になるヒギンズは、これ以降、きわめて重要な役割を果たすことになるので、その人物について触れておこう。ヒギンズ (Henry Bournes Higgins, 1851-1929) は、ウェスレー派の牧師を父としてアイルランドに生まれ、敬虔かつ貧困のうちに育った。後年までアイルランドに対する関心をもち続け、アイルランド独立に賛成であった。幼年のころはどもるくせがあった。兄が結核で死ぬと、虚弱であったこのヘンリーのことを思って、転地療養のため、家族がヴィクトリア植民地に移住する (1869年)。一家を支えるために教師をしながらメルボルン大学で学び、その間に、この時代の空気に触れる中で父親のもつ厳格な宗教意識から決別していった。大学卒業後、平衡法専門の弁護士になった (1876)。「北京のモリソン」と言われたG. E. Morrison ([ウッドハウス、1988] ; [ウッドハウス、1989] が活写している) の兄弟Dr. George Morrison (当時、ジロング高校Geelong College校長) の娘婿となる。ひとり息子Mervynを第一次大戦中、エジプトで失っている。ヴィクトリア植民地で政界に入り、永年にわたってディーキンの朋友であり、ラディカルなりベラル派として工場法、調停制度などを主唱したが、時にはディーキンとも厳しい見解の相違を見せた。また、「南アでの英国の態度は道徳的に擁護不可だと公的に発言する勇気をもっていた」[Clark, p.178]。連邦成立後は、ワトソン労働党政府の法務大臣として、連邦調停仲裁裁判所の設立に尽くした。1906年に政界を引退後、高等法務院判事 (1929年まで) と調停仲裁裁判所の長官 (1920年まで) を兼ねた。

ヒギンズは大学時代 (1872年～) よりディーキンの親友であり、ディーキンの家を何度も訪れ、ディーキンの結婚式にも出ていた。ヴィクトリア植民地議会の議員もともにつとめ、連邦憲法草案ではヒギンズがもっとも有能にそれに反対して (ヒギンズはこの草案がまだまだ非民主的だと思った) 戦ったこともあり、ディーキンにはヒギンズのこの反対がもっとも堪えた。しかし相互に互いの意見には深い敬意を抱いていた。

「過激派弁護士」とか「一風変わった過激派」とか呼ばれ、‘a radical lawyer of courage and integrity’とも言われた。死亡時には、メルボルンの保守系の『アーガス』紙 (the Argus)

も「偉大なオーストラリア人」とその功績を讃えた（〔以上、la Nauze, pp, 238, 164, 171〕；〔Matthew & Harrison, 2004, ‘Higgins, Henry bournes’〕；〔Barnes & Horner, pp.78-79〕など）。

連邦議会議員から調停仲裁裁判所の判事に転出する折には、政治家としての引退にあたって、ディーキンに友情溢れる惜別のことばを記している。

「男には、面と向っては言わないことも書面では言えることもたくさんある。新しい使命を受託したあと、君が心配そうな顔をして、寛大とか滅私などという精神が目の前を歩いていてもそれをととても分からないような連中との会見に臨むのをみて、私はまるで敵前逃亡をしたみたいで、君のそばを離れることにはっきりと罪の意識をもった。君は自分のことはいっさい考えず、君の考えるオーストラリアの利害のみを配慮していた。…最後にもう一言だけ勝手なことを言わせてほしい。わたしたちはいくつかの重要な問題について異なった対応をしてきたし、時には厳しい対立もしてきた。しかし、政治においてこれほど喜んでそのリーダーシップに従おうと思う男は他にはいない。…いみじくも人類全体のおかれた状態をじょじょに良くしていくこと以外に価値ある仕事なんてない>という意味のことをマッツイーニ (Mazzini) が言っていたが、君はその真理をまさに掴んだのだと思う。…さらばと言うのは政治面においてのみだ。これからも会いたいし、成功の噂を耳にしたい。もし今の世代の連中が、正しいことのために男らしく闘い、いわれのない中傷を受け、礼儀には一片のお返しもだれもしない中、感覚のあるところ全てにいちいち痛みを感じて身もだえしていた男が自分たちの間にいたことの価値を分らないとすれば、未来の世代の者はこれを思い知ることになるだろう。」〔La Nauze, p.418〕。

これが、ふつうは感情を現さない、どちらかと言えば冷たいと見られていた男のことばであった。

これに対してディーキンはこのように応じていた。

「われわれは2議席を失なうことになるが、その価値はある。連邦のどこを探しても

これ以上の判事は見つからないからだ。…わたしは、政治生活でも個人の人生に起きる出来事についても——いや、実はどんな出来事についても——、宇宙の秩序を信頼している。だから敗北や失敗も本質的なものとか個人的なものではなくて、見せかけのものだとして受け入れる。…将来、われわれの仕事が多とされるかどうかは、自分ではできる最善のことをしたという現在の確信の与えてくれる慰めに比べれば、どちらでもいいことだ。…」〔la Nauze, pp. 418–419〕。

こう言い合った後、再び両者は礼儀正しい、昔からの付き合いに戻ったという。「君子の交わり淡きこと水の如し」を想起させる。

連邦調停仲裁裁判所（Commonwealth Court of Conciliation and Arbitration）は、1904年に創設が決まった。2州以上にまたがる労働争議について斡旋・調停し、その決定は拘束力をもつとされた。ただしこの後、高等法院がこの裁判所が州政府の職員の身分をもつ鉄道職員の労働問題にかかわる権限をもたないとの決定をしていて、含意として、他の州政府職員の同様な問題にも関われないとするものと理解された。この権限を調停仲裁裁判所に与えるのは、州権を犯すことになり、これは憲法の趣旨に合わないとの見解で、ディーキンもこれと同じ意見をもっていた。⁽¹¹⁾

1907年5月、オーストラリア農機具産業の中心的人物マケイ（H. V. McKay）が、自分の企業（Sunshine Harvester Company）ではfair and reasonableな賃金を支払っているとの宣言を調停仲裁裁判所に申請する。自社での賃金をめぐって紛争になったためであった。これが認められれば関税分の物品税が免除されることになる。そしてヒギンズ判事はその判決でこれを拒否する。同社の未熟練工に支払われていた賃金は「文明の発達した社会に住む人間として、平均的従業員の通常のニーズ」を満たすものではないというのである。これがハーヴェスター判決（1907年11月8日）である。

ヒギンズはこの判決で次のように論じた——ハーヴェスター法について、「通常の個人交渉では得られないものを労働者が確保することを議会は意図していた」として、「平均的被雇用者が文明社会に住む人間と見なされ、その通常のニーズは何か」を規定するのが同裁判所の任務だとした。そしてこれは、「現在的人間的標準で推測される、衣食住、

水、適切な休息、つつましい快適さ」を提供するに足る賃金（‘a wage sufficient to provide them with proper food and water, proper shelter and rest, proper clothing, and a condition of frugal comfort estimated by current human standards’）だとし、「家賃、食糧雑貨、パン、牛乳、燃料、野菜と果物」をこれに含んだ。それに含まれないものとして、「貯蓄、共済組合費、保険、交通費、学校用費用、娯楽、休日、アルコール、たばこ、まれな緊急事態、宗教、慈善事業」のための費用をあげた〔Clark, p.178〕。これがfair and reasonableな賃金の実質的内容だというわけである。

この判決では、こうした趣旨に基づいて、この最低賃金の額まで裁定していて、その後、基礎賃金とされる。当時の物価水準で、配偶者と3人の子持ちの未熟練男性労働者に最低生活を保証する賃金は、週6日労働として、一日当たり7シリング（週6日働いて、42シリングつまり2ポンド2シリング）にあたるというのである（〔Crowley, p.284〕；〔Barnes & Horner, p.112〕）。これは、「大部分、知的な推測によって」（largely by intellectual guesswork）〔Crowley, p.284〕これを行ったとも言われるが、ロビンズ（後出）らの研究によれば、この数字は組合側代表が挙げたもので、それをヒギンズがそのまま取り入れたことになっている。

この判決については近年、多く論じられている。そのひとつとしてここでは、600ページ以上の裁判記録を精査して得られた疑問と、それを解くためのふたつの仮説を提示しているロビンズ（W.M. Robbins）らの議論（〔W.M. Robbins et al.〕）を取り上げよう。

ロビンズらはまず、判決にいたる証言と判決自体には齟齬がある、証言から論理的にヒギンズの下した判決は導き出されないとし、判決にいたる理由が説明されていないと指摘する。企業側の主張は、たしかにfair and reasonableな賃金を支払っているというものであった。それに対してヒギンズ長官は、これを全従業員に支払っているのかと追求する。すると企業側弁護士は、必ずしもそうではないことを認めて、工場には各種の作業があり、それに応じた賃金を払っているとし、さらに、マケイの工場では他の工場に比べて作業・必要とされる判断・裁量が簡略化され、作業の単純化（deskilling）が進んでいるため、賃金はそれに応じて安くなっているとした。また、賃金決定には広範な要因が考慮され（必要とされる技術水準、経験、年齢、資格、作業の複雑さ、使用する機器、危険度など）、これを判断できるのは経営側だけだとした。

これに対して組合側は、いくつかの反論をし、論点を提起した。ロビンスらの要約によれば、それは以下の4点であった。まず第1に、組合としては「生活賃金」を決めてもらうのがこの裁判の目的ではなく、物品税（との関連で、つまり物品税が免除されること）から会社が得ている「たなぼたの利益」の分配をめぐるものであるとした。つまり、連邦レベルの賃金決定論争において支払い能力についての議論をはじめに提起したのは組合側だったことになる。

次に組合側は、会社の挙げた要因について議論を深め、経営側に「できるだけ安い賃金で労働者を雇おうとした」ことを認めさせる。さらに、会社の賃金は「個々の労働者の価値に基づいて」決定されていて、fairなどという概念と無関係だったと論じ進み、この工場での作業が他工場より単純化しているわけではないことも認めさせた。

第3に組合側は、他企業において協約で合意されている賃金との比較をし、マケイ社での賃金はそれに劣ることを証明した。さらにこの比較の対象を拡大して、労働組合のない工場での賃金との比較、さらには賃金委員会も（ニュージーランドの裁定賃金までも含んで）マケイ社より高い賃金が裁定で出ていると論じた。

第4の組合側の議論は、生計費に関するものであった。しかしこれは組合としては重視しているわけではなく、ヒギンズ長官から促されて行うものであるとしていた。Fair and reasonableと言ってもそれは、その賃金でどの程度の生活水準が保証されるものであるかについてなんらかの関連がなくてはなるまいという長官のことばに促されて、組合側証人のひとりが、「fair and reasonableな賃金とは、その人生の段階において快適な食事、快適な住宅、まずまずの娯楽を享受できるもの (those which allowed a worker, 'to eat comfortably, to be housed comfortably and to have the reasonable enjoyments that a man enjoys in that state of life') だ」[Robbins, p.489]とした。ロビンスらの指摘を待つまでもなく、これはfair and reasonableを「快適な (comfortable)」と言い換えただけのものだとせざるをえまい。組合側はこの文脈でさらに、このような賃金が一日当たり7シリングに当たるのではないかとの見解をも述べた。この数字が判決でも使われることになる。

生計費についての組合側証人は14人にのぼり、不動産業者から木材・石炭業者までに及び、その他の証人からは実際の家計簿を提示するところまで行われた。しかし、このような証言からは労働者の多様な生活実態が浮き彫りになっただけで、議論も活発ではなく、

反対尋問もなかったし、こうした統計のもつ意味も、一般的な賃金原則についての議論も行われていない。「だから奇妙なのは、ハーヴェスター裁判では生計費論議が中心になったことと、判決においてこの議論が周辺に追いやられていること、この両現象間の対照性である」〔Robbins, p.489〕。ロビンズらはこの両者間には薄弱な関連 (tenuous relationship) しかなかった、これは驚くべき anomaly (変則、異常事態) だともしている。「変則だ」とまでしているのは、ヒギンズが厳格な法律論を駆使した専門家と見られていたからである。

このなぞを解く仮説としてロビンズらは2説を挙げる。ひとつは、ヒギンズが卓越した戦術家であって、自分が導こうとした判決を導くために、詳細な証言をいわば目潰しに使った、誕生間もないオーストラリア連邦を自らが信じる方向にもっていくために、そして調停仲裁裁判所がそこで果たすべきだと考える役割を果たせるようにもっていくために、証言とは関係なく、この判決を下したのだとする説である。

慣習法に則って雇用はたんなる民間人の契約関係であるとするのではなく、政治的・社会的意義の大きい行為であるとヒギンズは考えていたことは、記録から見てとれるという。雇用者と被雇用者の間は平等でないことを認め、雇用関係を定めるのは経営者の優先権・特権 (prerogative) であるとの考えにも賛成できないとしていた。帳簿を提出する義務はないが、その代わり、「支払い不能である」との議論も受け入れられないと釘をさした。社会的・政治的行為としての雇用は、国益・国策に応じたものでなくてはならず、連邦法 (農機具物品税法) に定めたものでなくてはならず、そして、国が fair and reasonable な賃金の支払いを定め、その解釈は新設の調停仲裁裁判所の任務であるとしたというのである。ヒギンズは、「雇用関係をより広い社会的・政治的な文脈の中に置き換えるような理解、そのような理解にいたる普遍的原理を模索していた」〔Robbins, p.491〕。雇用関係を民間に任せておけば、産業間・地域間の格差が生まれることになる。これを避けるため、調停仲裁裁判所が広大な国土をかかえた人口小国の国家建設の一翼を担い、全国的に平等を達成する上で一定の役割をはたせるようにしようとしたのだとロビンズらは論じる。土地貴族もなく、階級意識もないオーストラリアは、「近代性を奉ずる」国としてイギリスより「発達していた」と見られないことはない、と。

このように考えると、「ヒギンズは、100年後にトニー・ブレアおよびアンソニー・ギデ

ンズが唱えることになる第3の道を、100年ほど先取りして見ていることもできる」〔Robbins, p.491〕とさえする。表向きは労働者に好意的な判決ではあったが、これがヒギンズの狙いではなかった。経営者の特権を拒否し、decentな賃金という広い原理を根付かせるのが、賃金決定という社会的プロセスを責任ある形で行う道だったというのである。ヒギンズは、ハーヴェスター判決はあくまで「一例」であることを強調し、「ここで得た情報は、みなさんの事例に、他の事例に当てはめるつもりであることをぜひとも理解していただきたい」〔Robbins, p.492〕に引用)とも言っていた。

ロビンズらの唱えるいまひとつの仮説は、ジャック・ダリダの脱構築主義に則った議論である。ヒギンズもやはりアポリアを乗り越えるために、圧倒的な個々の状況を前にして、実証的かつ普遍化できるような判決を下すだけの証言を得ることはできなかった、決定を迫られていたため、これが計算し尽くした決定だったというよりは、ひとつの「飛躍」をせざるをえなかった、その意味で欲求不満を伴った行為にすぎなかったとするのである。

さらにロビンズらは、ヒギンズが「ニーズに基づいた賃金」の概念を提示していることについて、教皇レオ13世（教皇在位は1878-1903）の出した1896年の回状に触れていることから、この回状の影響をも論じる。教皇はここで、貧困者の状態に憂慮を表明し、賃金獲得者が「まずまずの、そしてつつましい快適さ（reasonable and frugal comfort）を得られるよう支援」すべきことを訴えていたことをヒギンズが引いている。さらに、教皇がこの回状で、革命による急激な変化および私的所有権の否定には走らないよう戒めていることに注目し、ヒギンズはこの点でもこの回状の影響をうけていたかもしれないとしている。

これらの仮説の当否については、さらなる研究の成熟を待とう。しかしどちらにしる、「（ハーヴェスター判決は）すべての産業での全国一律の〈基礎賃金（‘basic wage’）〉>になっていく」〔Barnes & Horner, p.79〕。長い間、未熟練工の最低賃金として一日当たり7シリングが標準とされ（その後は、この額に匹敵するのが週4ポンド2シリングとされ、さらに1920年にはこれが5ポンド17シリングとされる）、生活を保証する賃金を決めたこの方式は、ニーズに基づいた最低賃金として、その後約60年間、1967年まで賃金決定に使われた（〔Crowley, pp. 284, 370〕；〔Barnes & Horner, p.5〕）。1967年になって調停仲裁裁判所は、企業側の支払能力に基づいた〈総賃金（‘total wage’）〉方式をとることを決めた〔Barnes & Horner, p.5〕。クローリーは明快に、ハーヴェスター判決について「これほど

長期的重要性をもったもの（判決）は他にはなかった」〔Crowley, p.284〕としている。

さらに、近年の新左翼的歴史解釈によれば、ヒギンズはactivistであったとされる。曰く、調停裁仲裁判所第二代長官ヒギンズの影響は「決定的（crucial）」であった、それは、この裁判所の地位を高めたことだけでなく、「社会秩序において正義の水準を守ることによって同裁判所を国民経済のプロセスにおける重要なアクター」としたからである〔Finnane, p.217〕とする。ただ、ヒギンズの判決は配偶者と3人の子持ちの「男性労働者」に適用されたものであって、これはこの面で、いわば19世紀的であったこと、女性労働者との格差を永続化させるものであったとの批判が、その後、行われている。つまり、新保護主義はその指向性として、「(それによって)白人を労働力、しかも主として男性労働力を労働運動が望んだこと、さらに、リベラル派、とくにディーキン流のリベラリズムの望むような健全さの支配する国を作ろうとしたこと、このことに特徴付けられる社会秩序を創造しようとした」とする〔Finnane, pp.217-218〕。

歴史家マニング・クラークはさらに、リベラル派保護主義者たちは、新しい文明を築くというより、強者に対して弱者を守ることにより関心があった、としている〔Clark, p.178〕。今日の言い方をすれば、弱者に対してsafety netを用意するとしたのであろう。「ある意味では、白豪主義も保護を提供するための巨大な行為であった」〔Clark, p.178〕。したがって、老齢年金、傷病年金も同じ政策の表れであった（これを法制化したのがthe Invalid and Old Age Pensions Act of 1908であった）。オーストラリアに生まれ・一定年数以上オーストラリアに居住し英国国籍を持った者はすべて、65歳になると年金をもらえることになったが、傷病で労働に就けない者もこの恩恵に浴した。ただしこれらの便益はアジア系移民、先住民、太平洋諸島・アフリカ出身者には与えられなかった。さらに1940年代以降、いくつかのソーシャル・サービスが追加されることになる。

ところが、敗訴したマケイは、高等法院に控訴し、これを定めた法律は連邦議会の権限を逸脱するものだと訴え、保護主義に反対のオーストラリア雇用者中央評議会（Central Council of Employers of Australia; CCEA）がこの裁判費用の援助をした。評議会としてはここで違憲判決が確保すれば、やがて他の産業にもいい影響が出ると考えたのであろう〔Stockall, p.1〕。こうして、Sunshine Harvester社の賃金についての最終判断は高等法院の憲法判断に持ち越されることになった。結論を先取りして言えば、アイザックスが長官を

務めていた高等法院は、ハーヴェスター法が違憲だとの判決を下す。アイザックス自身は合憲との意見だったが、ヒギンズとともに、彼は少数派になってしまったのである。そして、これに続いた政界再編（Fusion）に続く総選挙でディーキン派は完敗を喫し、物品税法を生かすには憲法修正しかなくなったが、これも成らず、したがって、新保護主義は法制化されることはないままに終わった。それにもかかわらずfair and reasonableな賃金という概念は確かな社会的通念となって、実現を見ていったのである。

しかし、新保護主義の法制化を実現しようという努力は執拗に続けられた。以下、その後の事情をも少しく述べておきたい。

IV 法制化努力の終焉（大連合からディーキンの引退まで）

さて、1907年に総選挙が行われ、ディーキン内閣は腰のすわらない労働党からも閣僚をえて、政権を維持する。しかし、翌年早々（1908年2月）、新議会の開会になると、さっそく労働党員に造反がでて、内閣は恥をかくと、ディーキンは自らの信任を問う動議を提出した。この時になって労働党幹部会は、結局、ディーキン内閣を去れば、新保護主義、さらに疾病老齢年金法案（ディーキンが提出を決めていた）がさらに先送りになるのを理解する。たとえ労働党政権を作っても、少数与党になる。こうして、この時はディーキン支持の続行を決める。

こうして政治過程が進む中、高等法院が農機具物品税法は違憲であるとの判決を下す（1908年6月8日）。3対2の多数判決で、同法は単純なる課税を規定したものではなく、製造業における労働条件をも規制するものであって、連邦議会の権限を越えると判断したのである。

この違憲判決にはいろいろな問題がからんでいる。まず、この法律を違憲とする多数意見は、グリフィス（Sir Samuel Walker Griffith, 1845–1920）、バートン（Sir Edmund Barton, 1849–1920）、オコンナー（Richard Edward O'connor, ?–1912）のものであった。グリフィスは緻密な法律家・リベラル派の政治家で、第一次連邦憲法草案をまとめあげた異能の持ち主（〔Barnes & Horner, p.76〕；〔近藤、2007、7ページ〕参照）、高等法院初代長官であった。バートンはNSW植民地政府司法長官として第一次連邦憲法起草委員会の議長をつとめ、オーストラリア連邦初代首相であった。このふたりは憲法の連邦制の意味を重視

して、この法律は州の憲法上の権利を犯すものと理解したのであろう。オコンナーはシドニーで弁護士をしていたが、第二回憲法起草会議（1897年）以来のディーキンの盟友で、NSWでは連邦化に反対が多かったなか、狡猾なリードとの苦闘を経ながら、ともに連邦化のために働いてきていた。初代バートン内閣で入閣、調停裁判所初代長官であった（以上、[la Nauze, pp.168, 206, 216, 254-5,253-4, 305-7] より）。

逆に合憲としたのはアイザックスとヒギンズのふたりであった。アイザックスは司法長官としてこの法律の起草にもかかわっているし、ディーキンにも憲法上の問題はないと助言していた事情があるから、彼が合憲の判断をしたのは納得がいく。しかしヒギンズは、判事に指名されるほぼ直前まで、「連邦議会には賃金・労働時間・労働条件について全国一律に適用されるような法律を決める権限はない」繰り返し述べていたとされる [la Nauze, p.435]。一方、彼は、高等法院の判決に先立って、調停仲裁裁判所長官として、サンシャイン社の賃金がfair and reasonableなものではないとの判決を下して、これはハーヴェスター法に基づいたものであったから、自分では当然、合憲との判断をもっていたものと思われる。すると、議員当時に表明された見解との関連について、彼がどのように理解していたかは不分明である。先のロビンズらの第1仮説につけば、連邦制を厳格に守るより、自らの政治社会的信念を優先させたことになろうか。

しかしとにかく、判決に先立って、ディーキンは何度も、「いかなる判決が出ても、政府は新保護主義に賛成の立場である」旨、議会で言明している。「これは単に方法論の問題だ」としていた [La Nauze, p.435]。

こうして事態は、新保護主義を実現するには、憲法改正しか方法がないというところに来た。1908年9月に議会は再開され、ディーキンはこの問題に直面することになる。憲法改正案としても、連邦議会が全面的に労使間の問題にかかわる権限をもつとすることにはディーキン自身が反対であった。労働党の一部に、産業国有化論があり（当時の労働党内の「緊張」、「今にも爆発しかねない状態」、「急進派の存在」については [マッキンレイ、42-47ページ] 参照）、それを警戒したためである。

また、Paul Kellyの言うAustralian Settlementにはその一項目として、国家に対する信頼があげられている（その他の要因は、①白豪主義、②国内産業の保護、③全国一律の賃金決定方式、④大英帝国の一部としての自己の位置づけ [Kelly, pp.1-16]）。これは、憲法の

定める政治のプロセスによって自分たちの掲げる政治目標が達成できるとの信念で、革命によって国の仕組み自体を変えようとはしないことを意味していた。しかしそれでも有力なVSP（ヴィクトリア社会主義党＝the Victorian Socialist Party）内には、「社会主義を標榜する組織や、アメリカでおおっぴらに階級闘争を唱えていたIWWなどの影響下にあった者もいて、これが労働党との決別を望んでいた。こうした勢力がもっとも強力だったのは、産業化が進み、人口も多かったNSWで、ここでは調停に失望していた。しかもこの年（1908年）には生計費も上昇し、ストが続発していた。とくに激しかったのはBroken HillおよびNewcastleの鉱山であった」[McMullin, p.65] という状態があった。

それにしてもディーキンの立場は、保護関税の系として新保護主義を標榜しながら、連邦制で州の権限を認めるべきだとし、高賃金など一定の労働条件の設定には賛成するという、あるいは連邦政府の権限の行使で結果する事態に付随する政策をこの連邦政府が責任をもつものには反対するという、きわめて分かりづらいものであったと言わざるをえない。しかしディーキンは、連邦制の意味について自らの立場をいつものように明瞭に（したがって雄弁に）説明をしていた。

「真の連邦制論者をして、一方では国家への攻撃に対する敵対者とし、他方、中央政府の必要以上の強大化に対する敵対者とするのは、遠心力と求心力との間にあるあの釣合いと均衡の維持です。この二者の釣合いと均衡にこそ、連邦憲法の生命のエッセンスがあります。これは、太陽系の中で惑星がそれぞれの軌道にそって運動しているのと同じです。太陽に引きつけられて燃え尽きてしまうのでもなければ、大気圏外に飛び出してしまうのでもない、この運動と同じなのです。」(Commonwealth Parliamentary Debates, 1904年3月24日より；[Crowley, pp.290-291] に引用)

これがオーストラリア連邦発足時の連邦制の意味であった。そして実際、州権拡張論の動きが特に人口の少ない州では存在した。西オーストラリア州の州議会は1906年9月に連邦脱退を示唆する決議案を通して、南オーストラリア州にも同様の動きがあった。調停や州の財政が問題となると、連邦化以前の愛郷心・地方根性がふたたび噴出し、ホーバート（タスマニア州）の『マーキュリー』紙（the Mercury）では、状況はいまや「統一

は私生児（‘Bastard Unification’）」になりつつあると論じていた（1908年5月9日付け；〔Crowley, p. 290〕に引用）。ディーキンはこうした動きとの間にも、均衡をとる必要を感じていたのであろう。

なんとかして、公平な賃金（と労働時間）だけを立法化する権限を連邦議会に付与することが必要であったが、どのような形で修正案を提起したらよいかについて、ディーキンが法務局に問い合わせても、明快な方式は出なかった。ここで労働党幹部会がディーキン内閣から手を引くことを決め（1908年11月5日）、ディーキン内閣の命運が尽きる。この5日後、議会は13対49でディーキン政府を不信任する。

労働党によるディーキン不支持の決定を、同党側ではこのように説明していた——「議会労働党では、ヒギンズのハーヴェスター判決のあと、ディーキンの新保護主義を復活させる計画を待っていたが、煮え切らない（wishy-washy）ディーキンの提案に失望した。…幹部会で内閣不支持の決議案がだされ、12票差で可決された」〔McMullin, p.66〕と。ノーズは明快に、「これが（ディーキンの）世代のヴィクトリア州の人たちが理解するリベラリズムの終焉だった」とし、同時に、これは労働党の自立を確認したものではあったが、そうかといって、ディーキンなしでは先に進めない状況であった〔la Nauze, p.439〕としている。ディーキンの政策も労働党の支持なしには実現しえなかった。

逆に、この労働党の決定を歓迎する向きもあった。西オーストラリアの探検家・政治家フォレストはすでに、ディーキン連立内閣内の労働党の行動に抗議して、1907年に閣僚を辞任しているが、「歯に衣着せない」彼は、「労働党に屈辱的に支配されるのはもうやめろ」、「ディーキンを追い出すのは、ディーキンを再び首相にする第一段階だ」〔la Nauze, pp. 437, 535〕と言っていたくらいであった。

また、このような状態を労働党に屈服したとも言えないとする見解がある。「連邦化後の10年間において労働党が政府を作ったとか壊したということもなく、漁夫の利でディーキン政府から譲歩を勝ちとったとも言えない。それどころか、1906～1908年間にディーキン政府を支持することによって、党はその独立を失したのである。支持を止めて、単独政権を作ったときに、独力では政権を運営できないことが分かって、このことを痛感することになる」〔Crowley, p.290〕。労働党自体が分裂気味であったし、その政策は、ディーキンの支持なしには実現することはできなかった〔la Nauze, p.439〕。

なお、ここではハーヴェスター判決が先に出て、そのあと、高等法院によるハーヴェスター法違憲判決が出たとするが、この順序が逆になっているとする説があることを追加しておこう。⁽¹²⁾

この後のオーストラリアの政界は、これまでの三者三つ巴の不毛さを克服するために、Fusion（大連合）と称される、大きな政界再編を向かえる。新保護主義の実現を模索する最後の試みとも言えよう。労働党をはずして、リベラル派の原則を捨てずに、保守派・自由貿易派まで含めた大連合を組めるかどうかは課題であった。これができれば、大きく言って、労働党対反労働党の二大政党制ができ、不安定だった政治情勢も落ち着くわけである。ディーキン自身は、労働党からきびしい非難を受けることになるが。

そのFusionをまとめあげるときの提案をフォレストが練り上げる。これがディーキン側の提案となった。それは以下のようなものであった。

- ① 関税問題で生じている異常事態を処理する。
- ② 新保護主義を全国レベルで実現するために憲法改正⁽¹³⁾をする。その内容は以下の通りとする——州際委員会（Inter-state Commission）にその既存の賃金委員会の決定を「連邦化」する（国全体に効力をもつようにする）権限を賦与し、「不公正競争」となるような（低い）賃金を訂正し、賃金委員会の設置されていない産業においてはこれを新たに設置する、と。
- ③ 徴兵制度を敷く。
- ④ 1910年以降は、関税収入を州に配分するのを止めて、連邦政府の正統性のあるニーズ（‘legitimate needs’）を満たすために使い、州政府の財政赤字はじょじょに連邦政府が肩代わりしていく。

ディーキン自身は、この新保護主義に関しての提案には満足していなかった。賃金の地域格差はこの方式でも（低い方が高い方に統一されて）埋まるだろうが、かつて言ってきたfair and reasonableな賃金を全国一律の法定最低賃金とするという定式は消えていた。保守派の交渉相手クック（Cook）がこれを拒絶してくれるといいとディーキンが密かに思ったと伝えられるくらいである〔La Nauze, p.560〕。ただ、リベラル派・保護主義者たち

はこれを保護主義の生き残り戦略と見ていたときもある [La Nauze, p.591]。

しかし、クックはこれに同意し、しかも新保護主義を唱えていた『ジ・エイジ』紙もこれには賛成した。「もし保守派がリベラル派の政策に喜んで応じてくれるというのなら、これまで唱えてきた原則を守る側もいやだと言うほどけちではない」 ([La Nauze, p.560] に引用) というわけである。ただし、この後1909年になるとディーキン政権に異を唱えることになる。

大連合当時、オーストラリアの階級・階層構成はおおよそ次のようになっていた。まず、ディーキンの自由党の支持基盤として挙げられるのは、地方選挙区の代表で、小農・郊外の職人・零細企業経営者（これらは働き者とされていて、比較経済史にいう中産的産業層を思い起こさせる）などのほか、雇用者連盟会長、メルボルン商工会議所会頭の経営者代表がいて、さらにpastoralistsと呼ばれた地主たち、専門職・個人経営者、そして、郊外の優雅なアールヌーボウ風の住宅に住んだ人たち（知識人階層）がいた。いかにも多用な集団である。これに対して、労働党に集まったのは大都市の労働者で、いわば大衆の中で社会正義を標榜した人たちといえた [la Nauze, p.578]。

しかし、ディーキンが後年になって思わずもらしてしまうように、自由党と労働党との間に基本政策での違いはなく、違うのは主として政策実施のタイミング、方法であった ([Nauze, p.608 ; *The Morning Post*, 22 April 1910より引用)) し、後の歴史家たちの判断もこれに近いようである。ディーキンは労働党の過激派 (the Labour 'ultras' とディーキンは呼んでいた) を過大評価していたのではないかとの見方もある。彼らは社会主義・階級闘争の言辞を弄していただけだというのである。またディーキンは、動員力を誇っていた労働党組織力・統制力 ('machine' と呼ばれた。また、1904~1908年間に労働党の他集団との関係は明確な変遷をみたとされる [Crowley, p.285]) を重視していて、これが独裁的な権力を振るい、いわば「分割払い」で社会主義を実現するのではないかと見ていた [la Nauze, p.609]。

また、Fusionによって統一集団ができたが、実際には明らかに異なる三グループ (すべてヴィクトリア州の組織) がこれを構成していたことをディーキン自身が認めている。「われわれの党 (単数)」を言い換えて、思わず「三組織を統一するという主要課題」としてしまうのである。これら三組織は選挙中にはまとまるが、その後は無関心状態に陥った。しか

も「反労働党でまとまっていたとしても、自分のラディカリズムをひどく恐がっていても、ばらばらであった」とディーキン自身が記している [la Nauze, p.608]。支持団体のひとつは the Australian Women's National League (AWNL) という女性運動団体で、ここではディーキン自身を信用していない分子も多く、ある集会ではバララート（ディーキンの選挙区）出身の代議員が椅子の上になつて野次をとばし、「これがディーキンの棺おけの最後の釘になる！」と叫んだことがあるというエピソードがあるくらいである [Nauze, pp.618-619]。

ちなみに、ディーキン自身は自分のことを最後まで「ラディカル」を自称していた。これは、彼にとっては名誉のバッジのようなものであって、大連合によって「真のラディカルなりベラリズムは生き残れる」のだとしていた [Nauze, p.608]。

大連合政府 (Fusion Government) と称されるディーキン主導の自由党政権が1909年6月に発足し、種々の政治課題をこなしていく。駐ロンドン・オーストラリア高等弁務官の開設とその人選（ディーキンが最高だろうとも広く言われたが、これは、オーストラリアですべきことの方が貢献度が高いとして、きっぱりと断っている）、外交課題の処理などである。

しかし、新保護主義は明確な形をとって実現をみることはないままに、1909年12月には議会は閉会を迎え、翌1910年4月13日の総選挙に入る。大連合政府の実績に判断が下される選挙であると同時に、憲法修正案2案（州政府のかかえていた負債を制限なしに処理する権限を連邦政府に与えるとしたもの、および、それまで連邦政府財政の黒字分から人口比に基づいて州政府に定額を補助するという合意=Financial Agreement=を実施に移すとしたもの）が投票に付された。ディーキン自身は体調を崩して、ドクターストップのかかった状態であったが、これまでになく精力的に選挙戦をたたかう。そして完敗する。

自身の選挙区バララートでの公約発表演説では、Fusion政府の利点を積極的に訴えるというより、自由貿易論者を批判する、労働党政権の危険をいう、さらに今後のことについても具体的な公約というより、「具体的措置にいたる準備」として何が必要かを訴えるという、どちらかといえば歯切れの悪いものになっていた。新保護主義についても、fair and reasonableな労働条件を全国化するという簡明なものというより、公平な賃金、労働時間、労働条件は「重要な国民的課題である」、各州の賃金委員会の決定に「不和があってはな

らない」〔La Nauze, pp.595-600〕というに留まった。

この総選挙の結果はディーキンにとって決定的な敗北となった。労働党が、下院は定数75のうち、41議席を、上院は定数36のうち21議席を占めた。州政府の負債の取り扱いを決めた憲法修正案は承認され、Financial Agreementを恒久化する案は僅少差で否決された。ディーキン自身は、約20,000票のうちたった450票の僅少差で当選した。大連合政府は下院で31議席を確保はしたものの、もともとのリベラル保護主義派はほんの数人になってしまった。ディーキンにとってはこれがもっとも応えた。そして早々と4月19日は引退を声明する。

敗因についてディーキンはまず労働党の組織力をあげた。そして19世紀リベラル思想の一側面であった選挙基盤の拡大が「大衆」政治をもたらし、大衆は高邁な思想よりも、具体的な措置を重んじたと理解した。さらに、宗教的要因があり、カトリックは多く大連合政府に反対票を投じた。また『ジ・エイジ』紙が反Fusionの過激なキャンペーンを行ったこと、選挙直前にNSW州で組合運動家が起訴され、有罪判決を受けたことが巨大州で「階級意識」を急激に高めたことで、多数が労働党に流れたことなどの要因をみていた。

もっともディーキンはこの結果をみて、ほっとしたと述懐している。親友には「ここ10年来、これほど自由だと感じたことはなかった」と書き送っているほか、自分の祈りの書にはこう記していた——「…権力の地位からの撤退は無条件の恩寵だ。これで健康を取り戻すことができ、自分の家庭も、自分の思考も抱負も回復できる。」(1910年5月1日分より、〔La Nauze, p.605〕に引用)。

フィッシャー労働党政権が1910年4月に誕生し、種々の社会立法・労使関係面での成果を挙げていく。憲法上の制約があるにもかかわらず、土地税、調停仲裁法の修正、連邦銀行の設立などである。この他にも、軍の整備、首都建設、大陸横断鉄道の拡大、北部準州(Northern Territory)の取得、州際委員会(the Inter-state Commission)の設置などが進められた。これらはディーキンの政策を実行し、これをさらに拡大したもの〔la Nauze, p.611〕であった。

しかし新保護主義については、結局、ディーキンなどが理解していたような十全なる形でこれが正式に法制化されることはなかった。「1913年段階でもまだ、新保護主義と多くの関連事項はあくまでそれが抱負であるという状態に留まっていた。これを通そうという

力に欠けていたからである」[la Nauze, p.611]。政治的意志を欠いていたということであろう。

ただ、連邦調停仲裁裁判所などの機関でfair and reasonableな賃金という概念が、長年、基本的な賃金決定に大きな意味をもった。ハーヴェスター判決で高等法院が無効とした法律であったが、後年、調停仲裁裁判所自体の下した賃金裁定でもこの考え方は（関税と無関係に）前例（precedent）とされていく [la Nauze, p.611]。

しかし、調停仲裁裁判所の力もその後、使用者側団体の圧力をうけて、じょじょに制約をうけることになっていく。やがて1956年に調停仲裁委員会となり、弁舌さわやかだったボブ・ホーク（Bob Hawke；最初はオーストラリア労働会議AUTUの調査員だった）がその勇名を馳せる場になり、労働会議議長、続いて首相になる道を切り開くことになる。

あとがき

オーストラリア連邦初期の社会経済状況を全般的にとらえると、8時間労働でかなりの高賃金をはらっても、インフレをもたらすこともなく、国民経済は成り立っていたし、高い生活水準を実際に享受することになっていった。このためには高い生産性が必須のものであった。日本の場合、1980年代に高度成長を達成し、貿易戦争にも勝利を収めたのには、過労死にいたるほどの長時間労働があった（しかも残業代も支払われない「サービス残業」が多かった）こととは対照的である。また、極端な例を出せば、賃金が2倍になったら、二日目は仕事を休んでしまうという態度が一般的なところでは、これは成り立たない。当時のオーストラリア移民の多くが、すでに産業革命を経たあとのイギリス出身者で、技術と同時に、高い労働規律（これを内から支えたエートスがまだあったと見られよう）をもっていたことを、忘れてはなるまい。

オーストラリアで新保護主義を実現しようとする長い戦いについて述べるなかで、人物としてはディーキンについてもっとも多く触れることになった。最後に、彼の人となりにしていま少しだけ記すことによってあとがきに代えたい。

1910年4月にはフィッシャー労働党政権が宣誓して誕生すると、ディーキンは日々の政治の任務から解放され、メルボルンの街をゆったりと散歩したり、路面電車の席から周りの景色を見たりすることができるようになった。そしてこんな感想を記している。

「彼ら（町の男女）は周囲の環境にまさに似合っている。すえた臭いのする酒屋、けばけばしい衣料店、ばかげていて内容のない、粗野な写真集をならべる本屋、趣味の悪い娯楽施設や劇場、そして映画館、さらにフットボールの試合に集まる大勢の者——これらすべてに、とても誇りになどできないレベルの悪趣味に群がる大衆がいる。コリンズ通り（ビジネス街）もこれとまったく同じだ。言えば、もっとあけっぴろげにふしだらで扇情的なだけだ。ここでは、見た目にも教養があり清潔で感じやすい人たち、男女それぞれに健康・健全そうな者、目にも美しい者——これらは少数派である。ほんの少数しかいない。この少数者が、醜くも無頓着で、愚かで無能で怠惰で、まるでけだもののような群衆のなかに混じっている。——しかしかわいそうに、彼らの生活は厳しく、その多くは生まれや育ちの犠牲者である。わたし自身も彼らのひとりだ。ただ、わたしには運命がほんの少しだけやさしかっただけだ。それでも、黄金の機会をなんといくつも逃してきたことか。わたしも、意図したわけではないけれど、パリサイ人だ。わたしの兄弟姉妹たちのことを公平に見て、大きく言ってしまえば、彼らはわたしとの関係を認めないだろうな。わたしは、彼らのわたしへの関係を感じるのに。——この群衆がオーストラリアなのだ。」（[la Nauze, pp.607-608] に引用、身辺雑感を記したもので、1910年6月～9月の間に書かれたものより）

これが、ほっとした時のディーキンの目に写った新世界であった。自分でも驚いたのかもしれない。それをスケッチする覚書は、まるでシソーラスから引用しているかのような形容詞の乱舞である。しかし、自分をその群衆のひとりで、しかも「わたしには運命がやさしかった」のだと自己規定する。

またディーキンは、政界から引退する前から認知症にかかっていた。公的には引退する前にも、自分ではっきりとこれを自覚していて、隠すのに気を遣った。正式に引退しても、選挙運動の手伝いなどに声がかかると、律儀にこれに応じていた。症状の進行をきわめて冷静に観察していて、病気が進むと、「まるで自分の中にもうひとりの自分がいるようだ」

〔la Nauze, p.621〕と感じていたことを記している。これは今では、アルツハイマー病の相当明確な症状だとされているようである。

記憶力をなくし始めると、愛唱した詩の数々が思い出せなる。もう一度、そのいくつかを暗誦しようとする。

「…十代から泳いできた詩の海、何度も何度も勇気をもらい、試練と嵐と疲れのさなかに憩いを見つけ、自由と力の源泉の中で内なる生命の歓喜を味わってきた詩。この詩をわたしはなくしてしまった。…ワーズワースの頌歌 (ode) ほどいつもわたしと一緒にいた詩はないのに、今や、これさえもがばらばらになってしまった。今度のタスマニア旅行中にもういちど覚えようとしたが、むだだった。…こういう状況が続けば——続かざるをえないだろうな——、わたしのもっとも純粋な光のひとつが闇に消えることになる。なかには、こんなことを言うのは絶望を誇張したものだと言う人もいよう。だけど、わたしにとって詩が何であったかはだれも知らないし、知りえないし、想像のつくものでもない。」(緑の表紙、赤の背・金具の247ページにわたる覚書より。1911年5月6日、午前4時に記したもの。[Nauze, p.620]に引用)。

1919年10月7日、メルボルンの自宅で家族に看取られて静かに息を引き取った。国葬が営まれた。

注

- (1) オーストラリアでは8時間労働を求める運動に長い歴史がある。「8時間労働を求める運動は、1850年代の移民職人たちの一大改革運動で、彼らは、自分たちをけっしてだれにも囚人や乞食と同列に扱わせはしないと決意していた」[Inglis, p.137]と言われる。選挙における秘密投票制(「オーストラリア式投票」と呼ばれ、ニュージーランド、イギリス、カナダ、ベルギー、アメリカのマサチューセッツなどに先駆けて、1856年にヴィクトリア植民地で導入された)と同様、たしかにその起源はイギリスにあるが、ここで始まった運動が実はその植民地オーストラリアで先に実現を見たことになる、いまひとつの例である。イギリスでは、1847年には繊維労働者が10時間労働制を勝ち取っていたが、建築労働者が9時間制をもとめてストを打ったとき、このストは成功しなかった [Inglis, p.137]。

オーストラリアでは初期の運動はレンガ工、石工などの建築労働者から始まった。1853年初期に建築労働者たちが一日8時間、週6日以上は仕事をしないと決議していた。ギャロウエイ (James Galloway) は27歳でメルボルンに到着 (1855年) すると、ほんの数週間後には熟練石工協会 (Operative Stonemasons' Society——「協会」と称しているが、労働組合運動初期の用語では、実質的には熟練工たちの労働組合であった) を作って、その書記長となる。彼はイギリスでチャーティスト

であったことからウィンザー城の工事現場を解雇されたりしながら、オーストラリアにたどり着いた。同じころ、イギリスで運動をしていたスティーヴンズ (James Stephens) がオーストラリアに移住して (1853年)、委員長となった。8時間労働の要求を突きつけると、土建事業請負人2名を除いてこれに同意した。この2名下の労働者が職場を捨ててデモを始めると、およそ700人がこれに自発的に参加したとされる。ギャロウエイは『アーガス』紙 (メルボルンの有力保守系新聞) に投書して、これが穏健な運動であることをアピールしたりした。1856年には8時間労働制、最低賃金を勝ち取り、これを祝う行進には、「8 Hours Labour : 8 Hours Recreation : 8 Hours Rest」と記されていた。

当時のこうした労働運動については興味深い特長がいくつか見られる。大海原を苦勞して渡ってきたのは故国と同じようなひどい生活をするためではないという主張と同時に、「8時間労働が貧困除去の決め手」である、労働は気高い行為である、教養を高めるためにも8時間労働が必要だと認識されていたこと、あるいは保守層は8時間労働でできた時間を労働者は家庭で菜園を世話することなどに使うであろうと見ていたこと、運動は「愛国的なもの」と自覚されており、女王陛下万歳をとらえたこと、さらにメルボルンやシドニーの新聞が (一般的には保守派とされるものも含めて) がこうした主張に同情的だったことなどである [Inglis, Ch. 8, 'New Festivals of Leisure', esp. pp.137-146]。

- (2) 連邦結成にももっとも大きな役割を果たしたディーキンの「最後の栄冠は、連邦発足時のほとんどすべての基本的な法律を自らの手で起草したことであった。新議会で息吹を吹き込み、魂と力を注ぎ込んだのだ」 [Watt, p. xi] と言われる。さらに、1910年4月の総選挙でディーキン派の敗北にあたって、英国総督が英国内務大臣あてて書いた機密文書では、連邦化以来の議会の要約して次のように述べていた——「オーストラリアの未来の歴史家はおそらく、オーストラリア連邦の初めの三議会はディーキンとその支持者の政策に主として支配されたものであったと総括するであろう」と (CP78, Set 9. Secret and confidential dispatches, governor-General to Secretary of State, vol.2 ; 1 May 1910, 11 July 1910 ; [la Nauze, p.601] に引用。CPはCommonwealth Paper, Archives, Canberraを指す)。
- (3) 1909年に保守派の自由貿易論者が著した著書では、ディーキンは「刃を突きつけられて」これを受け入れざるをえなかったとし、逆に、やはり同年、新保護主義は「全面的に労働党が発意したものだ」と労働党の手柄であるとした著書が現れていたことをノーズは指摘する [la Nauze, p.658, endnote 8]。
- (4) ワトソン (John Christian Watson, 1867-1941) はチリで生まれたが、ニュージーランドで教育を受け、印刷工の訓練を経る。その後、1886年にシドニーに来て、植字工となり、26歳で、シドニー労働協議会議長に選出された。翌年にはオーストラリア労働連盟委員長、労働会議議長となり、この年 (1894年)、NSW政界に入る。連邦化後、オーストラリア連邦議会議員となり、社会立法につとめる。すぐに労働党党首に推され、その穏健・実直な人柄で、多様な要因をかかえた同党をまとめている。1903年の総選挙で25名 (75名中の) の労働党員が当選し、ディーキン内閣が倒れると、少数与党の首班となったが、その4ヵ月後、提出した調停法の審議を巡って辞職にいたる。ディーキンの信頼は篤く、第2次ディーキン内閣 (1905-1908) に入閣。1907年の総選挙を前に、党首を辞任する。その後、1916年に徴兵制度を唱えて、労働党を除名されている。
- (5) Hugh Victor McKay (1865-1926) はヴィクトリア植民地に生まれ、ここに育つ。父の農場で働いているうちに、穀物の刈り取り・脱穀・選別を一括してできる機械を工夫して、これを完成した (1884

年)。翌年、ハーヴェスターの名前で特許を取得した。

ヴィクトリア植民地の保護関税の効く金鉱山の町バララート (Ballarat) に工場を建て、操業を開始した。これが後、Sunshine Harvesterとなる。1892年に工場をメルボルン近郊に移転し、この町がサンシャインと命名された。これは、都市にあった賃金委員会による介入を避けるためでもあった。ヘンリー・フォード、あるいは日本の多くの経営者の考えに似たところもある思想をもって、労働者の福祉にも企業家が責任をもち、マケイ自身が施設する道路や水道のある区画に労働者はマイホームを建てる、というイメージをもっていた。しかしオープンショップ制をよしとし、組合を嫌った。

後、兄弟で事業を続け、南米、カナダ、シベリアからも注文を受けるようになる。International Harvester社がオーストラリア市場に攻勢をかけると、政府による介入反対との原則にもかかわらず、関税委員会に保護を求める [Barnes & Horner, p.112]。新保護主義の思想を体現した通称ハーヴェスター法が成立すると、マケイはこの法律がどう機能するかを試すことになる。

- (6) したがって、「労働党は従業員に生活給を支払う（産業を保護する）ことを前提として、オーストラリア製造業の発展を助けるために保護貿易政策を支持すると宣言した。これは労働党が連邦議会発足当初の10年間に進めていた政策の方針に沿うものであった」[マッキンレイ、49ページ] との命題は修正を迫られよう。
- (7) ライン (Sir William Lyne, 1844-1913) はタスマニア生まれで、教育もタスマニアで受けた。その後、NSWに移り、地主となるが、1880年にNSWの政界に入り、しかも (NSWではめずらしく) 保護主義者として植民地政府閣僚をつとめ (1885-1894)、その後、同政府首相となる。しかし連邦化には反対の意見であった。にもかかわらず、連邦初代首相となるようHauptown総督に指名されるが、Deakinが協力を拒否して、組閣に失敗する。その後、バートン政権、ディーキン政権で、閣僚をつとめる。
- (8) アイザック (Sir Isaac Isaacs, 1855-1948) は、メルボルン生まれ、ヴィクトリアで教育を受け、16歳のときには教鞭をとっていた。その後、法廷弁護士 (barrister) になり (1880年)、さらにヴィクトリアの政界に入る。連邦憲法起草でも活躍して、連邦化後、ディーキン内閣の司法長官とつとめ、高等法務院の判事になったのは上述のとおりである。1930年以降、高等法務院長官。その後、スカリン労働党内閣の時に、オーストラリア生れとしては初めて総督に推薦され、ジョージ5世はこの推薦自体に怒りをあらわにしたようであり、オーストラリア国内にも反対者もいたが、結局、総督に任命される (1931年)。[Barnes & Horner, p.89]
- (9) ただしディーキン自身は、この書簡を自分の日記のなかでも言及していず、数年後、熱烈なディーキン支持者がこの書簡を引き合いに出したとき、次のように応えた——「わたくしが高等法院の主任判事になるなんてとんでもないことです。弁護士としての活動はとても十分なものではありませんでした」と (Samuel Maugerへの私信。[Ja Nauze, pp.415-416] に引用)。ディーキンはそれほど高等法院を重視していたということであろうか。
- (10) ヒギンズ同様、アイザックスも高等法院判事になるときは、惜別のことばをディーキンの送っている——「わたしのリーダーとして君は、望みえたすべてであったし、この他に誰を考えたとしても、君以上のリーダーにはなろうともしなかつただろうし、なれるものでもなかつた。君は何を自分がねらっているかをよく承知していて、指針をだし、激励し、辛抱強くあり、しかももっとも大きなこととして、結果が期待したもの以下のときにも喜んで欠点を見逃してくれた。…君の下で仕事をで

きたのは、それ以前のなによりも、特権であり、喜びであり、名誉なことであった。」〔la Nauze, p.417〕。

(11) ただし、調停仲裁裁判所が重要な役割を果たしたのは憲法上の権限によってではなくて、州政府を導き、労働組合の形成を促進したことによってであるとされる。この裁判所は組織代表の意見しか聴取しないとしたので、組合の数も増え、組織人員の数は1906年から1914年の間に3倍になった。またその第2代長官ヒギンズは、労使問題を「法と秩序の新しい分野」と位置づけ、この見解は広く支持されたという（〔Crowley, pp.282-283〕；この表現はヒギンズ自身の後年の著作からとられている）。これをいやがうえにも見せつけることになったのがハーヴェスター法を中心とするいくつかの新保護主義法だったと言える。

(12) 〔Clark〕（手元にあるのは、1986年出版のイラスト・写真入りの改定版）では、違憲判決が先、その後、ハーヴェスター判決が出たとなっている。つまり、違憲判決は出たが、「fair and reasonableな賃金」という概念はこれで見失われることはなかった（ibid., p.177）として、それが調停仲裁裁判所の判決で、fair and reasonableの内容規定にいたったとしている。ただし、「新保護主義が1908年に導入された」（ibid., p.177）としているのは、マケイが自社の払っている賃金が「最低賃金」を満たすものかどうかの裁定をもとめて調停仲裁裁判所に訴えたのを1906年だとしていることから、この訴えがハーヴェスター法を満たしているかどうか（ということは、物品税を免除されるかどうか）を問うたこと（そうでなければその意義が不分明になる）としているのは、年代に齟齬を生じるので、1908年というのが誤りあるいは誤植であろうか。

それに対して、〔la Nauze, pp.427-428〕でも、ごくあっさりとして、ヒギンズがまずMcKayの要請した宣言を拒否して、その後にMcKayは高等法院に訴えたとしていた。また〔Crowley, p.284〕（1974年に初版出版）および〔McMullin〕（1991年に初版出版）でも、ハーヴェスター判決が先、その後、違憲判決が出たとなっている。つまり、ヒギンズは調停仲裁裁判所でfair and reasonableな賃金の規定をしたが、これが高等法院で審査されたときには、彼は少数意見にしかならなかったこの判決の元になった法律自体が違憲であるとの判決が通ってしまったとする。これはやがて憲法修正案につながり、労働党でもこれを主唱した者が現れる〔McMullin, pp.64-65〕。

これはそれぞれの年代を明確にすれば解決のつく問題であろうが、要するに、議会では労働党の支持をえたりベラル派がいくつかの新保護主義法案を通したのに対して、高等法院はこれにつぎつぎと違憲判決を下していった、しかもそれをいつも3：2の僅少差で決めていったということであろう。この中には1905年の登録商標法、1906年の物品税法、1907年の国内産業保全法（the Australian Industries Preservation Act of 1907）がある。当時はこのような高等法院の様子をみて「またか」とため息をつく国民がいた。「選挙民はおそらく、高等法院という墓場にこれらの法律が埋葬されていくのを見て、あきらめの境地であったであろう。高等法院の判事全員が葬儀に参加したらのことであつたが。しかしこれより顕著だったのは、ほとんどすべての裁判で同じ3人…が死亡証明書に署名をしたのに対して、同じように学識の高い他の2人…は、これで法律は生き埋めになったと叫んでいたことである。」

（Round Table, London, March 1912；〔Crowley, p.284〕に引用）。

(13) 一時期、憲法改正をせずに全国一律の最低賃金を制定する方法として、各州が一定の問題について連邦議会にそれを「付託（refer）する」ことができるという憲法の規定を利用してはどうかという案

が浮上したことがあった。実際に、1909年8月、州首相会議が開かれ、すべての州で賃金委員会を設置し、州間の「労働状態」に起因する不公正競争（つまり、低賃金で競争に勝とうとすること）があった場合には、その問題を州際委員会に付託するという方式が論じられた。しかしこれには労働党が反対したほか、上院で州際委員会法がたな晒しになって、実施にいたらなかった〔La Nauze, pp.577-578〕。

参考文献一覧

- ウッドハウス・瑛子、1988、『日露戦争を演習した男モリソン』（上・下）（東洋経済新報社）
- ウッドハウス・瑛子、1989、『北京燃ゆ——義和団事変とモリソン』（東洋経済新報社）
- 近藤正臣、2006、「オーストラリアにおける保護主義の起源」、『経済論集』第87号、2006年7月、1-31ページ
- 近藤正臣、2007、「オーストラリア連邦の成立とその意味」、『大東文化大学紀要』、第45号（社会科学）、2007年3月、1-20ページ
- ストコール、ロス（近藤訳）、2007、「経済の構造改革——オーストラリアの場合」『経済研究』第20号（大東文化大学経済研究所）、127-146ページ
- 竹田おさみ、森健一（編）、1998、『オーストラリア入門』（東京大学出版会）
- マッキンレイ、B（加茂恵津子訳）、1986、『オーストラリア労働党の歴史』（勁草書房）（原書は1981年刊行）
- Barnes, A.R. and Horner, J. C., 1970, *A Dictionary of Australian History* (North Melbourne : Cassell Australia)
- Clark, Manning, 1986, *A Short History of Australia : Illustrated Edition* (Ringwood, Victoria : Penguin Books Australia)
- Crowley, F. K., 1974, 'Crowley/1901-14,' in Crowley, F.K., ed., *A New History of Australia* (Melbourne : William Heinemann)
- Deakin, Alfred, Brookes H., ed., 1944, *The Federal Story : The Inner History of the Federal Cause* (Melbourne : Robertson Mullens)
- Finnane, Mark, 1989, 'Labour, Class and Culture,' in Walter, James, ed., 1989, *Australian Studies : A Survey* (Melbourne : Oxford University Press), pp.206-219
- Inglis, Ken, 1993, *Australian Colonists : An exploration of social history 1788-1870* (Melbourne : Melbourne University Press)
- Kelly, Paul, 1992, *The End of Certainty : The Story of the 1980s* (St. Leonards, NSW : Allen & Unwin)
- Matthew, H. c. G. & Harrison, Brian, 2004, *Oxford Dictionary of National Biography*, Oxford University Press
- McMullin, Ross, 1991, *The Light on the Hill : The Australian Labor Party 1891-1991* (Melbourne : Oxford University Press Australia)
- la Nauze, J. A., 1965, *Alfred Deakin : A Biography* (Melbourne : Melbourne University Press)
- Pike, Douglas, 1962, *Australia : the Quiet Continent* (Cambridge : Cambridge University Press)
- Robbins, W. M, Harriss, I, and Machlin, R., 2005, 'Fact and myth : Reflections on why Higgins made the Harvester decision', AIRAAMZ 2005, pp.487-494.

Stockall, Ross, 'Communication to Kondo,' May 14, 2007

Watt, W. A., 1944, 'FORWARD' to [Deakin]